

新型コロナウイルス(しんがたころなういるす)の 影響(えいきょう)による 外国人(がいこくじん) 留学生(りゅうがくせい)の みなさんへ

出入国在留管理庁(しゅつにゅうこく ざいりゅうかんりちょう) <入管(にゅうかん)>からの 案内(あんない)です 留学生(りゅうがくせい)の みなさんに 特別(とくべつ)な 決(き)まりを 作(つく)りました

1 教育機関(きょういくきかん)で これからも 教育(きょういく)を 受(う)けるとき

- 「留学(りゅうがく)」という 在留資格(ざいりゅうしかく)で 在留期間(ざいりゅうきかん)更新許可(こうしんきょか)を 受(う)ければ これからも 教育(きょういく)を 受(う)けられます
- 今(いま) 勉強(べんきょう)している 教育機関(きょういくきかん)から 転籍(てんせき)や 別(べつ)の 教育機関(きょういくきかん)で 教育(きょういく)を 受(う)ける ときも 更新(こうしん)できます
- 日本語教育(にほんごきょういく)を 受(う)けるとき 2年間(ねんかん)を超(こ)えて 勉強(べんきょう)する ことができます
 - ⇒ 資格外(しかくがい)活動許可(かつどうきょか)を 受(う)けたとき 1週(しゅう)で 28時間(じかん)まで アルバイト(あるばいと)が できます

くわしくは 近(ちか)くの 出入国在留管理局(しゅつにゅうこく ざいりゅうかんりきょく) <入管(にゅうかん)>に 聞(き)いてください

2 これから 教育(きょういく)を 受(う)けないとき

- 飛行機(ひこうき)や 自分(じぶん)の 国(くに)の 状況(じょうきょう)で 帰(かえ)る ことができない 人(ひと)は 「短期滞在(たんきたいざい)(90日(にち))」という 在留資格(ざいりゅうしかく)の 許可(きょか)を 受(う)けられると 日本(にほん)に いることができます

※仕事(しごと)は できません

⇒ 自分(じぶん)の 国(くに)に 帰(かえ)ることが できない理由(りゆう)が 続(つづ)く ときは 在留期間(ざいりゅうきかん)更新許可(こうしんきょか)を 受(う)ければ 日本(にほん)に いることが できます

3 卒業後（そつぎょうご）の 就職（しゅうしょく）が 決（き）まっている とき

○条件（じょうけん）に 合（あ）えば 在留資格（ざいりゅうしかく）「技術（ぎじゅつ）・人文知識（じんぶんちしき）・国際業務（こくさいぎょうむ）」等（とう）へ 在留資格（ざいりゅうしかく）を 変更（へんこう）することができます

4 卒業（そつぎょう）した 後（あと）も 日本（にほん）で 就職活動（しゅうしょくかつどう）を 希望（きぼう）するとき（大学（だいがく） 高等専門学校（こうとうせんもんがっこう） 専修学校（せんしゅうがっこう） 専門課程（せんもんかてい）を 卒業（そつぎょう）した 留学生（りゅうがくせい）のみ）

○「特定活動（とくていかつどう）」という 在留資格（ざいりゅうしかく）変更許可（へんこうきょか）を 受（う）けると 卒業（そつぎょう）から 1年間（ねんかん） 就職活動（しゅうしょくかつどう）が できます

○就職活動（しゅうしょくかつどう）を するとき 卒業（そつぎょう）から 1年間（ねんかん）を 超（こ）えて 日本（にほん）に いることができます

⇒ 資格外（しかくがい）活動許可（かつどうきょか）を 受（う）けたとき 1週（しゅう）で 28時間（じかん）まで アルバイト（あるばいと）が できます

くわしくは 近（ちか）くの 出入国在留管理局（しゅつにゅうこく ざいりゅうかんりきょく）<入管（にゅうかん）>に 聞（き）いてください

日本語（にほんご）が よくわからない人（ひと）や 自分（じぶん）の 国（くに）の言葉（ことば）で 話（はなし）をしたい人（ひと）は 船橋市外国人総合相談窓口（ふなばし しがいこくじんそうごうそうだんまどぐち）に連絡（れんらく）してください

船橋市外国人総合相談窓口（ふなばし しがいこくじんそうごうそうだんまどぐち）

電話（でんわ）：050-3101-3495

午前（ごぜん）9時（じ）から午後（ごご）5時（じ）

土曜日（どようび）日曜日（にちようび）祝日（しゅくじつ）は 休（やす）みです